

# 令和8年度 生活指導の方針といじめ防止の取組

八王子市立第四小学校

## 1 生活指導のねらい

生活指導は、児童一人一人の人間性を重視し、子供のもつ可能性を最大限に発揮させていこうとする教育的ねらいの下で行なわれる。現代の複雑な社会情勢の中で、自分を見失うことなく自ら判断し、困難を克服する実践力や社会性を育成するものであり、全ての教育活動の中で行なわれる。

## 2 生活指導の重点

- (1) 教育課題に対し全教職員が『チーム四小』として一丸となって取り組む。児童理解に努め、人権の尊重や思いやりの心を大切にし、いじめのない望ましい人間関係をつくらせる。また一人一人の個性に応じた指導の徹底を図る。
- (2) 基本的生活習慣を確立させ、規範意識とともに正しい判断力を養い、集団生活に必要な基本的行動様式を身に付けさせる。
- (3) 家庭、地域社会、関係諸機関と連携を図り児童の健全な育成に努める。
- (4) 心身の発育、発達と健康、性や薬物に関する知識を身に付け、望ましい人間関係を築く態度を養う。
- (5) 防災・安全指導の徹底を図り、事故防止に努める。

## 3 生活指導への基本的な取組（方針）

- (1) 学校内外の生活における基本的行動様式について、意識の向上とその定着化を図っていく。近年、社会情勢、家庭生活の変化により、基本的行動様式の乱れが見られるので粘り強く繰り返し指導にあたり、自分で考え、すすんで実践していく能力を育てていく。
- (2) 児童理解、問題行動の早期発見等、指導の徹底を図るため、生活指導部のみではなく、毎月の生活指導夕会と毎週のいじめ対策委員会、校内委員会及び登校支援会議を軸に全教職員で情報交換を行い、共通理解を図る。
- (3) 月目標の達成のために各学級の生活目標に対する取組を効果的に進める。また、毎週生活指導の引継ぎを行い、お互いに情報を交換し、反省を今後の指導に生かすように指導の工夫を図る。
- (4) 児童の問題行動の防止、学校の生活指導の徹底を図るために、家庭や地域社会の連携を密にする。
- (5) 生活安全、交通安全、災害に対する安全など防災について、情報を正しく判断し安全に行動できる実践力を身に付けさせる。セーフティ教室を実施し安全指導の充実を図る。

# 八王子市立第四小学校 いじめ防止・いじめを許さない取組

## 1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめは児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

学校は児童一人一人の小さな変化を見逃さず迅速に対応するとともに、すべての教職員が「いじめほどの児童にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や学校運営協議会、家庭、地域及び各関係機関と連携し、以下を基本的な方針として設定する。

### 《いじめの定義》

子供と一定の関係のある他の子供が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(身体的な影響、金品をたかる、隠されたり嫌なことを無理やりさせられたりするものを含む。)であって、当該行為の対象となった子供が心身の苦痛を感じているもの。

- ① いじめは重大な人権侵害・犯罪行為になり得るとの共通理解のもと、「いじめの未然防止に努める学校」、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ② いじめ発生時には、学校はいじめられている児童の立場に立って守り通し、組織をもってその解決と事後の指導に全力を尽くす。
- ③ いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を継続的に行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

## 2 主な取り組み

### (1) 各領域における人権教育等の推進

子供は、互いに思いやりをもち、自らいじめのない学校生活その他の日常生活を実現できるように努める。

- ① 各教科等においてコミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進し、学び合う児童、思いを伝え合う児童の育成に努める。
- ② 特別の教科 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③ 学級活動を充実させ、主体的によりよい生活や人間関係づくりに取り組む児童を育成し、支持的風土を醸成する学級経営を行う。
- ④ 学校行事やたてわり班活動、児童会活動、クラブ活動の指導を充実させ、異学年児童との交流を深めて、だれもが学校の一員としての自覚を高める指導を重ねる。
- ⑤ 家庭や地域、保幼小との連携及び小中連携を図り、「クリーン活動」や園児・児童・生徒の交流などを通して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。
- ⑥ 「はちおうじっ子サミット」を通して、児童の主体的な参画によるいじめ問題への取組を、継続的に行う。

### (2) 学校におけるいじめの防止等に関する対応

- ① 「いじめ対策委員会」を週に1度開催し、児童の情報共有、いじめに対する組織的対応を協議・検討する場とする。いじめ対策委員会には、校長・副校長・生活指導主任・全ての担任と専科教諭・養護教諭・コーディネーター・スクールカウンセラー・SSW(月1回)が参加する。早期に対応が必要ないじめと思われる事案が発生した際は、臨時で会議を開き、対応策を検討する。また、適宜「いじめ防止・いじめを許さない基本方針」を点検し、必要に応じて見直す。
- ② いじめ防止のための取組に係わる達成目標を学校評価の項目に設定する。
- ③ 入学時、各年度開始時における児童、保護者、地域、関係機関等への本基本方針の内容を説明する。

#### ※いじめ早期発見のために

○子供の兆候を見逃さない生活指導を実施

・Speed/Team/Heart (S T H) で問題解決できる組織の構築

### (3) 未然防止や早期発見のための対応

いじめは大人の目の届きにくいところで発生すると考え、学校・家庭・地域及び各関係機関が全力で実態把握に努める。そのために、児童の日頃から小さな変化を見逃さない姿勢で児童理解に努め、小さなことでもいじめ対策委員会で報告し合うようにする。また、管理職への報告を徹底する。

- ① 「いじめ」防止授業を、年間を通して計画的に実施する。また、SOS の出し方授業を年1回以上実施する。
  - ② 年度初めに「見守りシート」を活用し、保護者と連携を密にとる。
  - ③ 「いじめ調査を年に3回する」(ふれあい月間時) 調査結果を卒業から3年間保存する(9年間)
  - ④ 相談できる大人を必ずいるようにして「相談できる人の調査」を取る。
  - ⑤ 周囲の児童のとるべき行動についても適切に指導し、いじめの兆候や発見があった場合に適切な行動がとれるようにする。
  - ⑥ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。5年生においては、1学期中に全員面談を実施する。
  - ⑦ 年間1回の個人面談期間を設けるほか、連絡ノート、きめ細かな電話連絡等を通して、保護者と情報の共有を密に行っていく。
  - ⑧ スクールソーシャルワーカー参加のもとでのいじめ対策委員会を月1回実施し、いじめ問題と不登校問題の関連性にも着目した対策を行っていく。
- (4) いじめが発生した場合の対応 ※いじめ対応フローチャートの活用
- (ア) 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、いじめ対策委員会にて対策方針を決定し学校全体で組織的に対応する。
  - (イ) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、素早い対応で詳細な事実確認を行う。
  - (ウ) いじめを受けた児童を守ることを最優先し、その保護者に対する支援にも尽力する。
  - (エ) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行い、いじめを行った児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。また、いじめを行った保護者には、事実関係を報告し、家庭でも指導するよう依頼する。
  - (オ) 必要に応じて、教育委員会、関係機関、専門家と連携し、対応に万全を期す。
  - (カ) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、早期に警察と連携して対応する。
  - (キ) 3か月の学校全体での見守りを経ていじめが解消した後も、継続的な観察等による児童理解と保護者との継続的な情報交換に努め、適切な指導を怠らないようにする。
- (5) SNS を通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ① 児童への情報モラルの指導を指導計画に適切に位置付け、指導の徹底を図るとともに、家庭への啓発や協力の依頼を行う。
  - ② 企業の講師を招いてのセーフティ教室や、学期に1回の東京 SNS ノートを活用し発達段階に合わせた情報モラル教育などを通して、児童がインターネットや携帯情報端末などを適切に活用できる力と態度を育成する。
- (6) 重大事態への対処
- ① 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を迅速に行う。
  - ② いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要十分な対応と適切な情報提供を行う。
  - ③ 教育委員会や警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関と連携し、解決、再発防止に向けた適切な対応を徹底する。
- (7) 保護者の責務
- ① 保護者は、子供の教育について第一義的責任を有するものであり、保護する子供がいじめを行うことがないよう、当該子供に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
  - ② 保護者は、その保護する子供がいじめを受けたときは、適切に当該子供をいじめから保護するものとする。
  - ③ 保護者は、市及び四小が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するように努めるものとする。
- (8) その他
- ① 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
  - ② 絶対に教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払い、研修などを通してその徹底を図る。
  - ③ いじめは発生するものという危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。